

国土利用計画

計画の目的

国土利用計画の市町村計画は、国土利用計画法（昭和49年）第2条に定められた基本理念に則して、同法第8条の規程に基づき市町村全国計画、都道府県計画とあわせて国土利用計画体系を構成するものである。

以上に基づき本計画は、以下の2項目を目的とする。

- 1) 将来の土地利用の混乱を防止し、地域の均衡ある発展を図るための、各種の土地利用計画の上位計画として位置づけられる、土地利用行政の指針とする。
- 2) 県国土利用計画を通じて全国計画の体系を構成する、最も基本となる計画とする。

計画対象地域

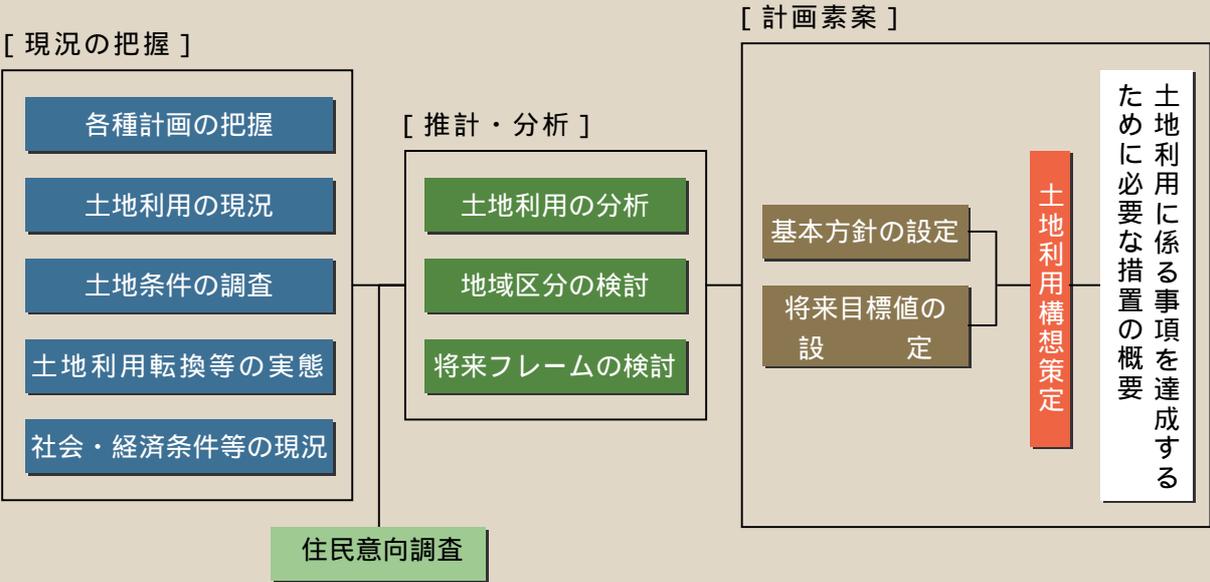
計画対象地域は、市町村全域とする。

計画期間

計画期間は、概ね1～2年間とする。

計画フロー

以下のフローに沿って計画を実施する。



計画の内容

- 序．目的
- 1．土地利用の現況
 - 2．土地利用条件の調査
 - 3．社会利用転換等の実態
 - 4．社会・経済条件の現況
 - 5．各種計画の把握
 - 6．土地利用の分析
 - 7．将来土地利用の方針
 - 8．基本方針の検討、土地利用構想の策定 等